

政策調整会議次第

日時 令和2年5月11日（月）

午前9時から

場所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議題

（1）朝霞和光資源循環組合の設立について

朝霞和光資源循環組合の設立に関する概要

市民環境部資源リサイクル課

1 提案理由

令和2年10月1日から、朝霞市及び和光市のごみ処理に関する事務を共同処理するため、朝霞和光資源循環組合を設立することについて協議する必要があり、地方自治法第290条の規定によりこの案を提出する。

2 議案の概要

(1) 名 称

朝霞和光資源循環組合

(2) 共同処理する事務

- ① ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること。
- ② ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営（組合設立の際現に構成市が設置している施設に関するものを除く。）に関すること。
- ③ 前2号に附帯する事務に関すること。

(3) 事務所の位置

和光市役所内

(4) 組合の議員

朝霞市 5人 和光市 5人
（各4人は議員のうちから選挙、他の各1人は議長の職にある者）

(5) 管理者及び副管理者

管理者 1人 副管理者 1人

(6) 職員

職員の定数は組合の条例で定める。

(7) 監査委員

監査委員 2名（組合の議員 1名 識見を有する者 1名）

(8) 経費

組合の経費は、組合の事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、下表の割合をもって構成市が負担する。

発生日	経費区分	負担割合	算出基礎
組合設立の日から ごみ広域処理施設 の供用開始の日の 前日まで	組合の運営に係る経費	均等割	
	ごみ広域処理施設の建設等に 必要な用地の取得に係る経費		

	ごみ広域処理施設の建設に係る経費	人口割	当該会計年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。
	ごみ広域処理施設の建設及び稼働に伴い廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る経費	既存のごみ処理施設の所在する市が負担	
ごみ広域処理施設の供用開始の日以後	組合の運営に係る経費	均等割	
	ごみ広域処理施設の建設等に必要の用地の取得に係る経費		
	ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費	搬入量割	前々年度の対象ごみの搬入量の実績とする。
	ごみ広域処理施設の建設及び稼働に伴い廃止する既存のごみ処理施設の解体に係る経費	既存のごみ処理施設の所在する市が負担	

3 設立年月日

令和2年10月1日

議案第 4 3 号

朝霞和光資源循環組合の設立について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 2 項の規定により、朝霞市及び和光市のごみ処理に関する事務を共同処理するため、別紙のとおり規約を定め、朝霞和光資源循環組合を設立することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 5 日提出

朝霞市長 富岡 勝則

別紙

朝霞和光資源循環組合規約

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 組合の議員（第 5 条—第 7 条）
- 第 3 章 執行機関（第 8 条—第 12 条）
- 第 4 章 経費（第 13 条）

附則

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 この組合は、朝霞和光資源循環組合（以下「組合」という。）という。

（組織）

第 2 条 組合は、朝霞市及び和光市（以下「構成市」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事項の事務を共同処理する。

- (1) ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること。
- (2) ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営（組合設立の際現に構成市が設置している施設に関するものを除く。）に関すること。
- (3) 前 2 号に附帯する事務に関すること。

（事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、和光市広沢 1 番 5 号、和光市役所内に置く。

第 2 章 組合の議員

（議員の定数及び選挙の方法）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は 10 人とし、その選出区分は、次のとおりとする。

朝霞市 5 人

和光市 5 人

- 2 組合の議員は、構成市の議会においてその議会の議員のうちから各 4 人を選挙し、他の各 1 人は、構成市の議会の議長（以下「構成市の議長」という。）の職にある者をもって充てる。

（任期及び失職）

第 6 条 組合の議員の任期は、2 年とする。

- 2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 組合の議員が、構成市の議長である者にあつては当該議長、構成市の議会

の議員である者にあつては当該議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

(補欠議員の選出)

第7条 組合の議員が欠けたときは、直ちに補欠議員を選出しなければならない。

第3章 執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選任の方法)

第8条 組合に管理者1人及び副管理者1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、構成市の長の協議により構成市の長のうちから、これを定める。

(任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、構成市の長の職にある期間とする。

(職務権限)

第10条 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

(職員)

第11条 組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議員及び識見を有する者のうちから組合の議会の同意を得て、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任される者にあつては組合の議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

第4章 経費

(経費)

第13条 組合の経費は、組合の事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合をもって構成市が負担する。

2 前項の規定により難い事由が発生したときは、組合の議会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、令和2年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 組合の議員の選出、管理者の互選その他のこの規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

別表（第13条関係）

発生期日	経費区分	負担割合	算出基礎
組合設立の日 からごみ広域 処理施設の供 用開始の日の 前日まで	組合の運営に係る経費	均等割	
	ごみ広域処理施設の建設 等に必要な用地の取得に 係る経費		
	ごみ広域処理施設の建設 に係る経費	人口割	当該会計年度の 前年度の4月1 日現在の住民基 本台帳に記録さ れている者の数 とする。
	ごみ広域処理施設の建設 及び稼働に伴い廃止する 既存のごみ処理施設の解 体に係る経費	既存のご み処理施 設の所在 する市が 負担	
ごみ広域処理 施設の供用開 始の日以後	組合の運営に係る経費	均等割	
	ごみ広域処理施設の建設 等に必要な用地の取得に 係る経費		
	ごみ広域処理施設の管理 運営に係る経費	搬入量割	前々年度の対象 ごみの搬入量の 実績とする。
	ごみ広域処理施設の建設 及び稼働に伴い廃止する 既存のごみ処理施設の解 体に係る経費	既存のご み処理施 設の所在 する市が 負担	

備考

(1) 組合の運営に係る経費とは、次に掲げるものをいう。

ア 議会費（議会の運営に係る一切の経費）

イ 総務費（一般管理費、財政調整基金費、公平委員会費及び監査委員
費）

ウ ア又はイに掲げるもののほか、組合の組織の運営に必要と認められ
る経費

(2) ごみ広域処理施設の建設に係る経費とは、次に掲げるものをいう。

ア 衛生費（施設整備基本計画策定費、設計費、建設費等）

イ 予備費

(3) 既存のごみ処理施設とは、朝霞市クリーンセンター、和光市清掃センター及び和光市旧ごみ焼却場をいう。

(4) ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費とは、次に掲げるものをいう。

ア 衛生費（維持管理費、運営費等）

イ 予備費

(5) ごみ広域処理施設の供用開始の日以後に生じた組合の責任において実施する大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び構成市において協議の上、別に定める。

(6) 別表による経費を起債により調達する場合には、起債時の経費区分及び負担割合をもって元利償還金を按分する。

ごみ処理広域化基本構想（素案）について

I 広域処理の基本方針

1) 広域処理の基本方針

- 国や県において、適正かつ持続可能なごみ処理の推進、環境負荷の低減、リサイクルの推進や熱エネルギーの効率的回収、財政負荷の低減などを目的とした広域化処理の意義がうたわれており、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築の推進が求められています。
- 両市の上位計画（一般廃棄物処理基本計画）を踏まえたものとします。

- ① 経済性・効率性を確保したごみの共同処理体制を構築します。
- ② 安心・安全で安定的な共同処理体制の構築を目指し、確立された技術による信頼性の高い広域処理施設の整備を目指します。
- ③ 廃棄物エネルギーの有効利用と、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入により環境負荷の少ない広域処理施設の整備を目指します。
- ④ 環境学習機能の付加や周辺施設との連携・協力により、地域社会に貢献できる広域処理施設の整備を目指します。

2) 分別区分と収集運搬体制

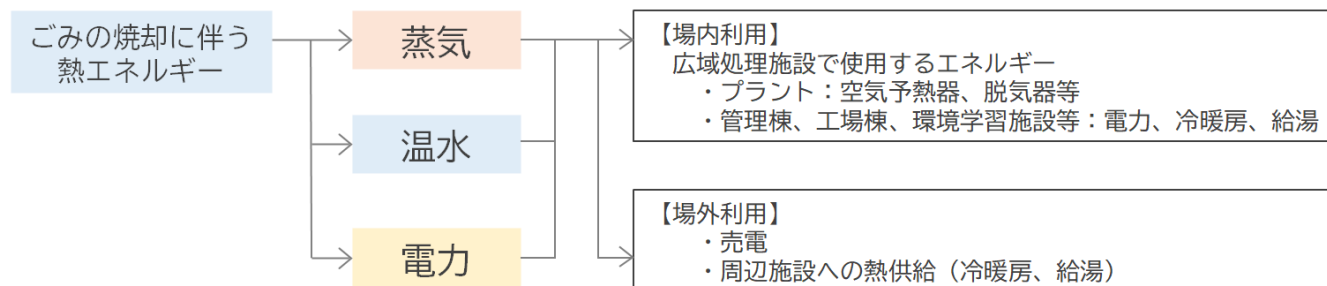
- 両市の分別区分は、概ね一致しています。
 - 広域処理施設の稼働に向けて、統一を図ります。
- 両市の収集運搬体制（方法、回数、形態）は、一致しています。
 - 安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築や住民サービスの向上といった観点から、広域による収集運搬体制については、継続的に検討を行います。
- 両市の搬入車両台数は、市民からの直接搬入車両が土曜日や特定の期間（年末年始、年度末等）に集中しています。
 - 周辺交通への影響を抑えるため、施設内に十分な待機動線を確保することや、直接搬入制度のあり方について、検討を行います。

3) 最終処分と資源化

- 両市では最終処分場を有していないため、他市町村にある民間処理業者の持つ最終処分場で埋立処分を行っています。
 - 今後も、資源化の促進に努め最終処分量を減らすことで、持続可能な循環型社会を目指します。

Ⅱ 余熱利用の考え方

- ごみ焼却の際に発生する「熱エネルギー」を有効に活用することで、**温室効果ガスの排出量削減**と**持続可能な循環型社会の形成に貢献**できる「**熱回収施設**」とします。



余熱利用形態については、**発電及び温水等の場内利用（プラントや建築設備等）を優先**して考え、場外利用については、**施設運営費の削減が期待できる**電力会社への**売電**について今後検討します。
※ 地域ニーズ、経済性等を考慮し、施設整備基本計画の段階で方向性を示します。

- 想定されるごみの熱量から、交付金要件（発電効率19%）を満足するために必要な熱量を除き、外部に供給可能な熱量及び余剰電力の想定は、右に示すとおりです。

	2炉運転	1炉運転
外部供給可能な熱量 (MJ/h)	20,800	12,100
【参考】余剰電力量 (kWh/日)	54,480	6,000

- 外部の余熱利用を行う場合、**定期的な補修や設備の故障・トラブル等による広域処理施設（焼却施設）の稼働停止**を想定し、**バックアップ用の熱源（熱供給設備）を確保**しておく必要があります。

Ⅲ 地域貢献

1) 環境学習・啓発拠点としての整備

新たに整備する広域処理施設の特性及び、各市の環境基本計画等に掲げる方針を踏まえ、地域貢献の一環として、広域処理施設に**環境学習・啓発機能**を備えるものとします。

環境学習・環境教育の拠点

- 施設見学ルートの整備や体験学習等により自発的な学びのきっかけとなる施設を目指します。

環境に関する情報を収集・発信する拠点

- 両市の市民に対し、環境情報や運営モニタリングの結果をわかりやすく**発信**します。

住民の環境活動の拠点

- リサイクルや環境に関する講演会や各種イベントの開催の他、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の拠点を目指します。

2) 地域要望への対応

今後検討を進めていく中で、**地域要望**についても考慮し、別途検討します。